

第7章

施設緑地の整備方針



千室神社のクスノキ

第7章 施設緑地の整備方針

本章では地区の特徴、緑の課題等を踏まえ、地区別に施設緑地の整備方針を設定することとする。

前章までの市全体の守る緑・創る緑・育てる緑の推進計画との整合性を図しながら、地区別の緑のまちづくりを明確にする。

地区の特性、緑の現況・課題を踏まえ、新たな緑の配置、緑のまちづくりを提案する。

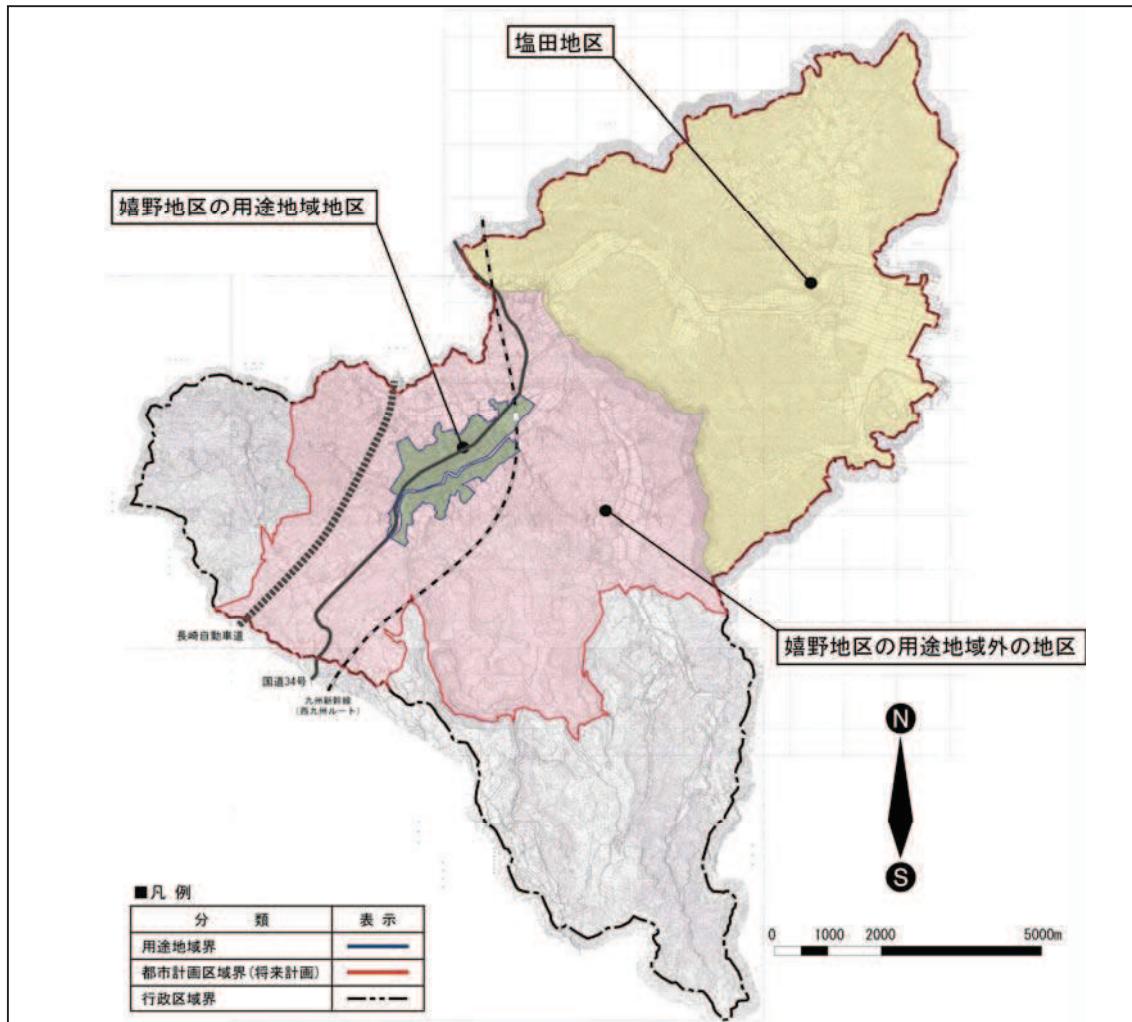
市民参加の緑のまちづくりを推進するために、地区の将来像や方向性を分かりやすくする。

地区の区分としては

1. 嬉野地区の用途地域地区
2. 嬉野地区の用途地域外の地区
3. 塩田地区

とする。

■地区区分■



7-1 用途地域の施設緑地整備

(1) 地区の緑の現況と課題

- 当地区は嬉野地区の中心であり、塩田川の北側は34号線を挟み嬉野市役所（嬉野支所）等の公共施設と温泉街、商店街が集った地区で、比較的緑が少ない地区である。
- 街区公園と近隣公園は、現在進行中の区画整理地区に新規計画されている公園、嬉野駅周辺土地区画整理事業計画地内に計画される公園を含め、概ね均等に配置されている。

(2) 緑の整備方針

① 公園

当地区は、現状において街区公園、近隣公園が概ね均等に配置されており、現在進行中の区画整理地区内の公園が完成すると、住区基幹公園の配置はほぼ満足する配置となる。よって、当地区の公園については、新規の配置計画ではなく、既存の公園のリニューアルを順次行う計画となる。中央広場は体育館移転計画があることから、移転跡地を新たな観光拠点の緑地広場として拡張整備していく。

また、平成21年度に国土交通省より策定された「公園施設長寿命化計画策定補助制度」を活用するなどして、施設の計画的な更新・整備を行う。

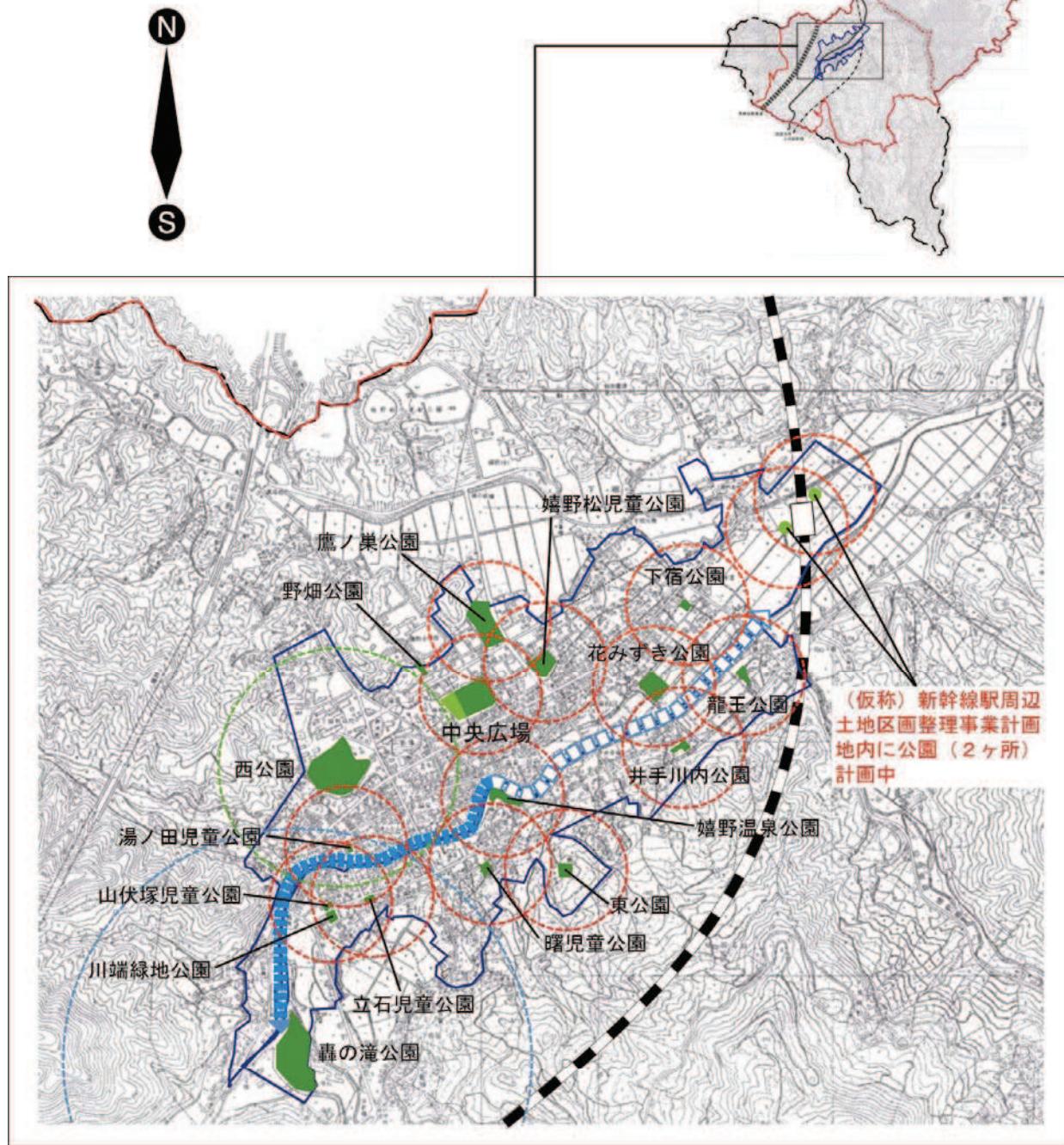
② その他の施設緑地

地区内を流れる塩田川は、現在、轟の滝公園から嬉野温泉公園まで遊歩道（さくらロード）が整備されているが、これより下流についても河川緑地、遊歩道を整備し、本市の緑のネットワーク軸としての強化を図る。

③ 民間施設緑地

民間施設緑地については、温泉街、住宅地、商業施設等の各施設に適合した緑地整備の推進を図る。具体的な配置や手法は、民有地、民間施設等の整備、維持管理となるため、官民一体となって手法等を検討する。

嬉野地区の用途地域地区 緑の配置計画

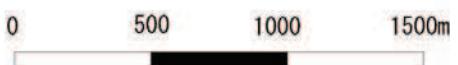


■ 凡例

分類	表示
既設公園	■
計画中公園	■■
既設河川遊歩道	■■■■■
計画河川遊歩道	□□□□□
用途地域界(将来計画)	—
都市計画区域界(将来計画)	—
行政区区域界	---

都市公園誘致距離

- 街区公園（半径250m）
 - 近隣公園（半径500m）
 - 地区公園（半径1000m）



7-2 嬉野地区の用途地域外の施設緑地整備

(1) 地区の緑の現況と課題

- 周辺の山林や茶畠、農地に囲まれた、自然が残る地区である。
- 用途地域外の（北側の）下宿・下野地区は、集落も分散しており、身近な公園が不足している。
- 吉田地区は集落を挟んで街区公園、近隣公園があり、隣接地にも運動広場があることで、概ね公園配置はバランスがとれている。

(2) 緑の整備方針

① 公園

当地区は、現状において下宿・下野地区に身近な街区公園が不足している。周辺住民のニーズふまえて、新たな街区公園の整備を進めていく。

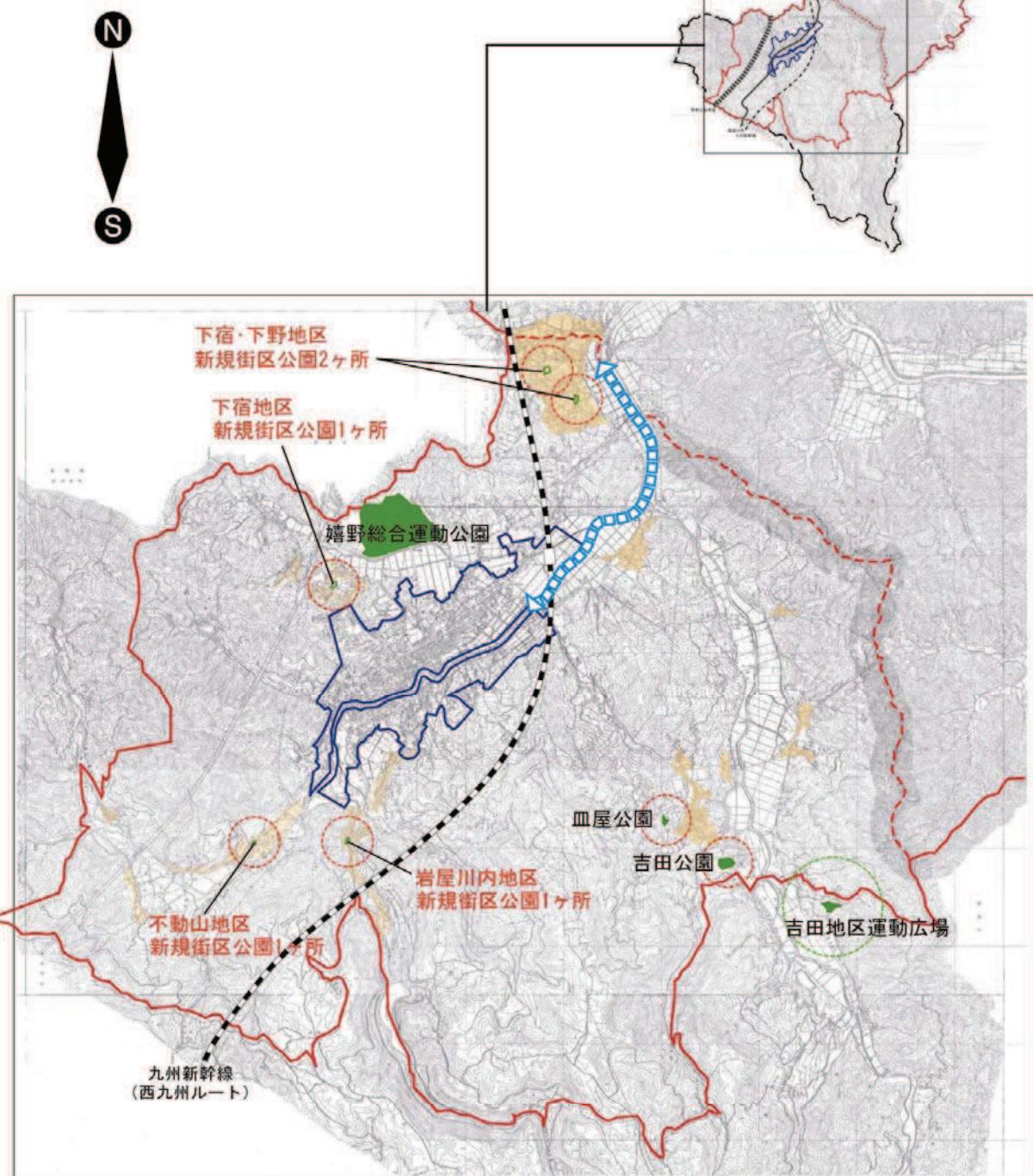
② その他の施設緑地

塩田川は、前地区同様に遊歩道の整備を行い、本市の緑のネットワーク軸としての強化を図る。

③ 民間施設緑地

周辺を緑豊かな自然に囲まれているこの地区では、民間施設緑地については、地区の自然景観に配慮して、景観条例等の活用を含め、住宅地の緑化の手法等を検討する。

嬉野地区の用途地域外の地区
緑の配置計画



■凡例

分類	表示
既設公園	
新規公園	
計画河川遊歩道	
用途地域界 (将来計画)	
都市計画区域界 (将来計画)	
行政区域界	

: 集落
都市公園誘致距離
 : 街区公園 (半径250m)
 : 近隣公園 (半径500m)
 : 地区公園 (半径1000m)

0 500 1000 2000m

7-3 塩田地区の施設緑地整備

(1) 地区の緑の現況と課題

- 地区の東側には広大な農地が広がり、西側を唐泉山が望める緑豊かな地区である。
- 各集落に農村公園が整備されているが、老朽化した公園も多い。
- 拠点となる公園が、和泉式部公園、北部公園、西部公園、中央公園の4ヶ所あるが、久間地区、五町田地区、馬場下地区には身近な公園が不足している。
- 塩田川沿いの親水空間を利用したイカダ記念公園が整備されている。

(2) 緑の整備方針

① 公園

当地区には、各集落に農村公園が整備されているが、集落も分散しているため、身近な公園が不足している久間地区、五町田地区、馬場下地区では新たな街区公園を整備する。

また、都市計画区域の変更にあたり、農村公園も都市公園へ変更していく、老朽化している公園のリニューアルを図る。

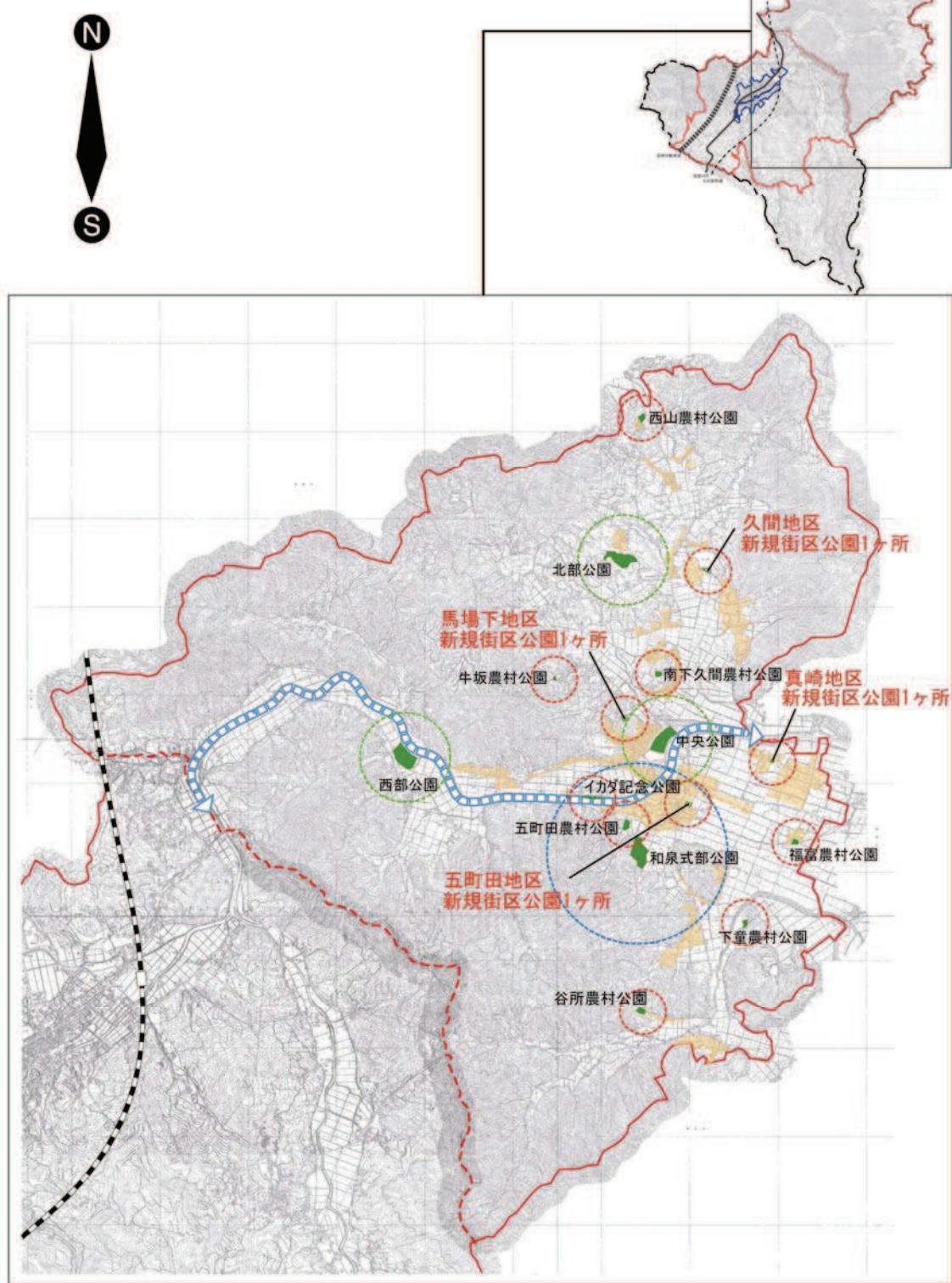
② その他の施設緑地

塩田川は、イカダ記念公園のような親水空間を含め、遊歩道や河川緑地の整備を行い、本市の緑のネットワーク軸としての強化を図る。

③ 民間施設緑地

農村集落が多いため、各家々の庭木や生垣は比較的良好に整備されている。今後も、これらが維持されるような体制づくりを整えることが必要である。

塩田地区 緑の配置計画



■凡例

分類	表示
既設公園	■
新規公園	□
計画河川遊歩道	□□□□
用途地域界 (将来計画)	—
都市計画区域界 (将来計画)	—
行政区域界	---

■ : 集落

都市公園誘致距離

○ : 街区公園 (半径250m)

○ : 近隣公園 (半径500m)

○ : 地区公園 (半径1000m)

0 1000 2000 3000m

7-4今後の公園整備の基本方針

公園整備に関する社会的な背景や市民のニーズ、本市の公園の現状などをふまえ、公園の今後の公園整備方針を以下に整理する。



地域のコミュニティ活動の拠点となる身近な公園づくり

- 子どもたちの遊び場、市民の日常の健康づくり、レクリエーションの場として、快適な都市生活がおくれるような公園づくりを目指す。
- ワークショップの開催や、清掃などの公園の維持・管理に町内会や子ども会などの活発な参画を促すなど、市民参加の公園づくりを推進し、地域のコミュニティを育む拠点として公園を活用していく。
- 公園づくりや公園の維持管理に、市民が参加しやすい制度・体制・組織づくりを検討していく。



既存公園のリニューアルや拡張整備、都市公園への移行・改修を主体とした公園づくり

- 市の公園整備率は高いことから新規の公園整備は必要最低限にとどめ、既存の公園内に設置された遊具や休憩施設などの老朽施設の更新、及び都市計画区域に編入される地区の農村公園の都市公園への移行・改修整備、既設公園の内容を充実するための拡張整備などを主体とした公園整備を行っていく。



少子高齢化の時代背景や、障がい者等の利用をふまえたユニバーサルデザインの公園づくり

- 本市は「都市公園安全安心対策緊急総合支援事業」により、子どもや障がい者・高齢者をはじめ、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進している。今後も継続して都市公園のバリアフリー化や防災施設の整備などを進め、誰もが利用しやすく、安全に利用できる緑道や公園づくりを行っていく。
- 地域の病院や福祉施設と連携した、リハビリやセラピーに利用できる緑化施設の整備を進めていく。



観光・交流拠点となる公園づくり

- 四季折々の花木が咲き、新緑や紅葉の美しさが感じられる緑化を行い、美しいまちづくりの拠点となるような公園づくりを行っていく。
- 美しい景観を演出する緑のネットワークや、歩いていて快適な緑の散策路を整備していく。



防災拠点として利用できる公園づくり

- 主要な公園は、地震・火災時などの避難地となるような整備を行っていく。



都市環境の保全・改善に寄与する公園づくり

- 市街地にある既存の良好な緑を取り込んだ公園整備を進める。
- 自然エネルギーを活用した施設等を積極的に取り入れた施設整備を行っていく。
- 市街地の緑のスポットとなる、街角のポケットパークを増やしていく。